

会計 細則（案）

本細則は、会則条項の補足及び会則に定められていない条項を規定するものである

第1条 会計年度

会計年度は 4 月 から 翌年 3 月とする

第2条 会費

1. 会費は1事業所年間 5,000 円とする
2. 途中入会の場合 9 月までは 1 年分、10 月以降では 0.5 年分とする
3. 途中退会したものには、納入した会費は返還しない

第3条 講師謝礼

1. 講師については 50,000 円までとする。役員会の承認を得られればこの限りではない

第4条 会議費

1. 役員会、各委員会等の会議出席者については1回 500 円を支給する
2. 役員会は 5 回、各委員会等は 3 回を限度とする
3. 役員等が他機関との打ち合わせ、調整等の会議に出席した場合は前項に準ずる

第5条 事務局

1. 事務局費用とし年間 10,000 円を支給する

第6条 備考

1. 区協議会全体で共有した方がよいと思われる資料等は役員会で協議のうえ購入して会員に配布する
2. 物品の購入に関しては定例会で検討し賛同を得られた時に購入する

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行

平成 26 年 5 月 27 日から変更

平成 27 年 5 月 27 日から変更

平成 29 年 5 月 17 日から変更

神奈川県神奈川区訪問看護連絡協議会